


第 5472 号		1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月23日 月曜日
----------------	---	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB： <http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

農地の贈与税の納税猶予の改正

Q：農地の贈与税の納税猶予の取扱いが改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：納税猶予を受ける人の要件が見直されました。

【解説】

贈与税の納税猶予を受けるためには、贈与者の推定相続人のうちの1人で、次の要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であることが必要です。

今回の改正では、次の④の要件が追加されました。

- ①贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること
- ②贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
- ③贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと
- ④効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを満たす農業経営を行っていること

効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものとは、次の基準のいずれかに該当することをいいます。

- ①農業経営改善計画の認定を受けていること
- ②青年等就農計画の認定を受けていること
- ③市町村が定めた基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること

この改正は、平成28年4月1日以後に贈与により取得した農地等に係る贈与税について適用されます。

